

目 次

2月定例会会期及び議事日程	3	白倉和子議員	15
2月定例会付議事件	4	野田博嗣予防課長	15
△ 2月12日(火)		白倉和子議員	15
出欠議員氏名	5	野田博嗣予防課長	15
地方自治法第121条による出席者	5	白倉和子議員	16
開 会	6	野田博嗣予防課長	16
会期の決定	6	白倉和子議員	16
議事日程	6	山下明子議員	16
諸報告	6	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	16
議案上程	6	山下明子議員	17
提案理由説明	6	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	17
秀島敏行広域連合長	6	山下明子議員	17
議案に対する質疑	9	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	18
広域連合一般に対する質問	9	山下明子議員	18
白倉和子議員	9	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	18
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	10	山下明子議員	18
野田博嗣予防課長	10	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	18
白倉和子議員	10	山下明子議員	18
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	10	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	19
白倉和子議員	11	山下明子議員	19
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	11	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	19
白倉和子議員	11	山下明子議員	20
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	11	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	20
白倉和子議員	12	山下明子議員	20
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	12	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	20
白倉和子議員	12	山下明子議員	20
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	12	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	20
白倉和子議員	12	山下明子議員	21
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	12	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	21
白倉和子議員	13	山下明子議員	21
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	13	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	21
白倉和子議員	13	山下明子議員	21
野田博嗣予防課長	14	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	22
白倉和子議員	14	山下明子議員	22
野田博嗣予防課長	14	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	22
白倉和子議員	14	山下明子議員	22
野田博嗣予防課長	14	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	22
白倉和子議員	14	山下明子議員	22
野田博嗣予防課長	15	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	23

山下明子議員	23	諸泉定次議員	33
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	23	議案の委員会付託	33
山下明子議員	23	散 会	33
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	24	△ 2月18日(月)	
山下明子議員	24	出欠議員氏名	35
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	24	地方自治法第121条による出席者	35
山下明子議員	24	開 議	36
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	25	委員長報告・質疑	36
山下明子議員	25	白石昌利介護・広域委員長	36
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	25	討 論	37
山下明子議員	25	山下明子議員	37
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	25	採 決	38
山下明子議員	25	議決事件の字句及び数字等の整理	38
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	25	会議録署名議員指名	38
山下明子議員	26	閉 会	38
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	26	(資料)	
山下明子議員	26	一般質問項目表	41
休 憩	26		
出欠議員氏名	27		
地方自治法第121条による出席者	27		
再 開	28		
諸泉定次議員	28		
高島直幸消防副局長兼消防課長	28		
園田正広消防副局長兼総務課長	29		
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	29		
諸泉定次議員	30		
高島直幸消防副局長兼消防課長	30		
諸泉定次議員	30		
高島直幸消防副局長兼消防課長	30		
諸泉定次議員	31		
高島直幸消防副局長兼消防課長	31		
諸泉定次議員	31		
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	31		
諸泉定次議員	32		
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	32		
諸泉定次議員	32		
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	32		
諸泉定次議員	32		
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	32		
諸泉定次議員	33		
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	33		

2 月 定 例 会

◎ 会 期 7 日 間

議 事 日 程

日 次	月 日	曜	議 事 要 項
1	2 月 12 日	火	午前10時開会、会期の決定、諸報告、提出議案上程、提案理由説明、議案に対する質疑、広域連合一般に対する質問、議案の委員会付託、散会
2	2 月 13 日	水	(常任委員会)
3	2 月 14 日	木	休 会
4	2 月 15 日	金	休 会
5	2 月 16 日	⊕	休 会
6	2 月 17 日	⊕	休 会
7	2 月 18 日	月	(議会運営委員会) 午前10時開議、委員長報告、質疑、討論、採決、会議録署名議員の指名、閉会

◎ 2月定例会付議事件

△広域連合長提出議案

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 平成31年度佐賀中部広域連合一般会計予算 |
| 第2号議案 | 平成31年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算 |
| 第3号議案 | 平成31年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算 |
| 第4号議案 | 平成30年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号） |
| 第5号議案 | 平成30年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 第6号議案 | 平成30年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第2号） |
| 第7号議案 | 佐賀中部広域連合手数料条例の一部を改正する条例 |
| 第8号議案 | 佐賀中部広域連合指定地域密着型サービス等の事業者の指定及び事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |

△報告書等

- 議決事件の字句及び数字等の整理について
- 介護・広域委員会審査報告書
- 消防委員会審査報告書

平成31年 2月12日 (火)

午前10時00分 開会

出席議員

1. 中島慶子	2. 野北悟	3. 松並陽一
4. 諸泉定次	5. 白石昌利	7. 森田浩文
8. 多良光英	9. 松永幹哉	10. 野中康弘
11. 山田誠一郎	12. 堤正之	13. 白倉和子
14. 中野茂康	15. 平原嘉徳	16. 福井章司
17. 中山重俊	18. 山下明子	19. 嘉村弘和
20. 黒田利人		

欠席議員

6. 原口ひさよ		
----------	--	--

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	秀島敏行	副広域連合長	横尾俊彦
副広域連合長	江里口秀次	副広域連合長	松本茂幸
副広域連合長	伊東健吾	副広域連合長	御厨安守
監査委員	力久剛	会計管理者	中島博樹
事務局長	岩橋隆一郎	消防局長	中島英則
副局長兼総務課長兼業務課長	石橋祐次	消防副局長兼総務課長	園田正広
消防副局長兼消防課長	高島直幸	認定審査課長兼給付課長	一番ヶ瀬新
予防課長	野田博嗣	通信指令課長	藤島潤典
佐賀消防署長	高田義博		

◎ 開 会

○中野茂康議長

おはようございます。ただいまから佐賀中部広域連合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎ 会期の決定

○中野茂康議長

日程により、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から2月18日までの7日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は7日間と決定いたしました。

◎ 議事日程

○中野茂康議長

次に、会期中の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおり定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、会期中の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおり決定いたしました。

◎ 諸 報 告

○中野茂康議長

次に、日程により、諸報告をいたします。

報告の内容につきましては、配付いたしております報告第1号のとおりです。

報告第1号

諸 報 告

○例月出納検査の報告について

平成30年8月21日から平成31年2月11日までに、監査委員より例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその(写)を送付したとおりである。

記

8月28日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成29年

度6月分)

(一般会計・特別会計等の平成30年度6月分)

10月2日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成30年度7月分)

10月30日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成30年度8月分)

11月28日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成30年度9月分)

12月27日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成30年度10月分)

1月28日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成30年度11月分)

◎ 議案上程

○中野茂康議長

次に、日程により、第1号から第8号議案、以上の諸議案を一括して議題といたします。

◎ 提案理由説明

○中野茂康議長

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

○秀島敏行広域連合長

おはようございます。本日、ここに佐賀中部広域連合議会定例会を招集し、平成31年度の予算案をはじめとする諸議案の御審議をお願いするに当たり、その概要を御説明申し上げますが、これに先立ちまして、新年度に向けての私の所信を申し述べさせていただきます。

本年5月には平成後の新しい時代を迎えますが、本広域連合は、平成11年2月に設立されていますので、本年で20年という区切りを迎えます。

この20年の間には、人口が減少に転じるという社会の転換期を迎え、少子高齢化が急速に進み始めています。

これにより、介護や貧困、格差などの問題が拡大し、介護保険をはじめとする社会保障に係る負

担が増加し続け、社会の持続可能性が課題となっています。

また、平成においては、大規模災害も頻発し、災害対策は、住民の生命、財産を守るための最優先の施策になっています。

本広域連合は、介護保険事務、消防事務及び広域行政に係る事務を行っています。

本広域連合の役割は、高齢者をはじめとした住民の生活を、より安全に、より暮らしやすくしていくことであり、その実現に向けて、目的をしっかりと捉え、効果的な施策を実施していくことが必要だと考えています。

現在、言われている2025年問題や2040年問題は、平成後の新しい時代には、まさに現実のものとなってきます。

本広域連合は、これらの諸問題を克服し、持続可能なよりよい未来を構築するため、全力で努めてまいりたいと考えております。

これには、議員各位をはじめとして、市町や関係機関との連携を密にし、また、住民の皆さんと協働していくことが必要となりますので、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各事務における施策の方針について申し述べさせていただきます。

まず、介護保険事務につきましては、平成30年度から第7期介護保険事業計画の期間を迎えています。

制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じた生活を営むことを可能とする施策の実現に努めます。

高齢者の方々が、住みなれた地域での生活を安心して行うためには、介護保険制度におけるサービスだけでなく、いろいろな分野と協働した地域包括ケアシステムの深化・推進が必要となります。

市町の福祉施策と協力・連携していくこと、医療や福祉の分野と連携していくことが重要であり、市町とともに地域住民の皆様方と高齢者の生活を支えていく仕組みづくりに努めます。

このために、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能の充実を行い、介護予防

事業をはじめとした地域支援事業のさらなる推進を行います。

また、介護保険給付は、要介護認定者の増加やサービス利用の頻度が上がっていることなどにより、制度が始まってから年々利用者及び給付費ともども増加を続けています。

このため、適正な介護サービスの提供を図ってまいります。

適正な認定調査等を行い、公平・公正な要介護認定を推進いたします。

また、介護サービス事業者の指導・育成を行い、適正なサービス提供の体制づくりを推進していきます。

これらを給付適正化事業として取り組んでまいります。

そして、介護保険財政の財源となる介護保険料ですが、住民の皆様それぞれの状況に応じた、適切な納付につながる公平・公正な収納対策を行い、保険財政の安定運営に努めます。

以上、介護保険事務に係る重点施策を申し述べましたが、次に、消防事務について申し述べさせていただきます。

昨年は、西日本を中心とした平成30年7月豪雨や9月の北海道胆振東部地震があり、甚大な被害をもたらしました。

7月豪雨時には、佐賀県で初めて大雨特別警報が発令され、佐賀広域消防局管内におきましても、山間部において土砂災害等が発生しました。

近年の災害は、複雑、多様化する傾向にあります。

各種災害から住民の生命、身体、財産を守るため、日々の訓練のみならず、各種研修会や大規模災害を想定した合同訓練に参加することなどにより、より柔軟かつ機動的な災害対応能力の充実に努めてまいります。

また、庁舎をはじめとした消防施設の充実や消防車両の整備などにより消防力の充実を図り、住民サービスの向上、運営の効率化と基盤の強化に努めます。

さて、災害対応についてでございますが、火災への対応については、「火災発生ゼロ」を目指し、

火災予防活動に取り組んでおりますが、今なお、尊い人命と財産が失われております。

今後も、住宅用火災警報器の「設置率向上」に加え、その「維持管理対策」について、積極的な働きかけを行ってまいります。

また、不特定多数の方々を利用される施設や社会福祉施設等については、引き続き、防火管理体制や安全対策などについての指導を徹底してまいります。

次に、救急需要への対応についてですが、全国的に救急需要は増加しており、住民の救急業務サービスに対する要望は高くなっております。

消防局においても、高度な救命処置体制の構築に向けて、引き続き救急救命士の養成や救急研修等を行い、救急隊員の更なるレベルアップに努めます。

さらに、一般住民の方や事業所を対象に行っている、AEDの操作を含めた救命講習の実施や、応急手当の普及啓発を行うことなどにより、救命率と社会復帰率の向上を目指します。

これらの施策により、消防の使命であります、住民の安全・安心を守ることを目的として、日々の業務に努めてまいります。

それでは、諸議案の概要について御説明申し上げます。

まず、予算関係議案につきまして御説明申し上げます。

予算編成については、厳しい財政状況の中、職員の適正配置、事務の見直し等に努め、経費の節減等を図っております。

第1号議案「一般会計予算」は、介護保険事務、広域行政に係る事務などに関する経費となっており、その予算総額は、8億4,357万円となっております。

平成30年度当初予算と比較しますと、約19.5パーセントの減となっております。

前年度に比べ大きな減額となった主な要因としては、介護保険事務処理システム更新事業が完了したことによるものです。

歳出予算の主な内容については、第7期の介護保険事業計画における方向性を実現するため、必

要な体制を構築する経費を措置しています。

また、第8期の介護保険事業計画に向けて、高齢者の充実した生活に資する地域づくりのための地域診断に関する調査及び要介護者等の在宅生活の継続とその家族の離職防止を検討するための調査を行います。

次に、第2号議案「介護保険特別会計予算」は、予算総額316億819万円となっており、平成30年度当初予算額に対し、約1.9パーセントの増となっております。

歳出予算については、各年度のサービスの需要の見込みや、それを確保するための施策などを定める第7期介護保険事業計画に基づき、必要な額を措置しております。

また、高齢者の介護予防と重度化防止を目的とする保険者機能強化推進交付金の活用のため、保健福祉事業を創設しております。

次に、第3号議案「消防特別会計予算」は、予算総額68億3,190万円となっており、平成30年度当初予算額に対し、約37.3パーセントの増となっております。

前年度に比べ、大きな増額となった主な要因としては、消防局及び佐賀消防署の改築に要する経費並びに高機能消防指令センター整備に係る経費を措置していることによります。

また、（仮称）でございますが、多久南西出張所を新たに建設するための経費及び消防用車両を整備するための経費を措置しております。

次に、平成30年度2月補正予算につきまして御説明申し上げます。

第4号議案「一般会計補正予算（第2号）」は、補正額約273万円の減で、補正後の額は、約10億7,768万円となっております。

その主なものは、決算見込みに伴う措置及び元号改正に伴う財務会計システムの改修経費に係る繰越明許費の設定を行っております。

次に、第5号議案「介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、補正額約5億862万円の減で、補正後の額は、約322億1,966万円となっております。

その主なものは、決算見込みによる保険給付費

及び地域支援事業費の減額並びに保険者機能強化推進交付金に関する経費の措置を行っております。

次に、第6号議案「消防特別会計補正予算（第2号）」は、元号改正に伴う財務会計システム等の改修に係る経費並びに消防局及び佐賀消防署の改築に係る経費について、繰越明許費の設定を行っております。

以上で予算関係議案の説明を終わりますが、細部につきましては、予算に関する説明書等により御検討をいただきたいと存じます。

次に条例の議案につきまして、御説明申し上げます。

第7号議案「佐賀中部広域連联手数料条例の一部を改正する条例」は、介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業を行う事業者の指定及び指定の更新に係る審査手数料を追加する改正を行うものであります。

第8号議案「佐賀中部広域連合指定地域密着型サービス等の事業者の指定及び事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、介護保険法等の改正に伴い、障害福祉サービス等を行う事業者が地域密着型サービス事業者の指定申請をする場合の特例及び指定看護小規模多機能型居宅介護の申請者の基準の緩和に関する改正を行うものであります。

また、地域密着型サービス等の申請者、運営等から暴力団を排除する規定を追加するものであります。

以上、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○中野茂康議長

以上で提案理由の説明は終わりました。

◎ 議案に対する質疑

○中野茂康議長

これより、議案に対する質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、これをもって質疑は終了いたします。

◎ 広域連合一般に対する質問

○中野茂康議長

次に、日程により、広域連合一般に対する質問を開始いたします。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可

いたします。

○白倉和子議員

おはようございます。佐賀市の白倉和子です。

私からは、2つの事項について通告をしております。

まず、1点目の介護予防・日常生活支援総合事業についてお伺いいたします。

介護保険の制度改正がうたわれたところから、従来の要支援者へのサービスが総合事業となる円滑な事業移行のために、要支援者等に対する広域連合と広域連合を構成する各自治体での事業のすみ分けについては、難しい点が多々ありながらも、これらの方針を早く示さなければならないという思いが強くなりました。それゆえ、構成各市町との協議はどれぐらいの頻度で行っているのか、その受け皿づくりはどうなっているのか、また、総合事業における広域連合との役割などをこれまで質問に取り上げてまいりました。

第6期においては、法改正を踏まえての移行期でもあり、予防事業など多様なサービスの検討が課題でした。そして、要支援者においては、総合事業として構成各市町に事業が今後も移行されていきます。

そこで、総括の質問として、まず、総合事業の第6期事業計画の課題と6期策定の3年後、つまり第7期事業計画——これは平成30年から平成32年ですが——における方向づけについて、まず、1年たった今お伺いいたします。

2点目の消防行政における予防事務についてお伺いいたします。

住宅用の火災警報器の設置が義務づけられて10年以上たちました。先ほど連合長の説明からも、火災警報器の設置の重要性がうたわれておられました。

この義務づけは平成16年6月の法改正によるもので、新築の家で平成18年6月1日から、既存している住宅については平成23年5月31日までの設置を義務づけるものであります。高齢者住宅が多くなった平成27年8月の連合議会定例会で質問してから3年が経過いたしました。また、最近とみに高齢者宅の火災、死亡事故のニュースも多く

なりました。火災警報器の設置が進まない報道などもあっております。

そこでまず、住宅用火災警報器設置義務づけに対する周知及び佐賀中部広域連合管轄内のこの3年ほどの設置率をお伺いいたします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

おはようございます。本広域連合では、第6期事業計画期間中の平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業を開始しました。

総合事業における要支援者等を対象とした介護予防・生活支援サービス事業では、第6期を予防給付から総合事業への移行期間とし、従来の予防給付で提供していた介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスのみを提供いたしました。したがって、この相当サービス以外の多様なサービスの実施を検討することが第6期における課題となっていました。

第7期事業計画におきましては、総合事業の全体的な方向性として、介護予防事業の推進や要支援者の自立支援に資する取り組みを推進することを掲げています。そして、総合事業におけるサービス事業では、第6期の課題を踏まえ、広域連合と構成市町がそれぞれの役割に応じて多様なサービスの充実を図り、要支援者等の自立した日常生活を支援することを事業の方向性としております。

広域連合が実施する事業につきましては、現行の相当サービスに加え、緩和した基準で提供される新たなサービスの早期の実現を目指すこととしています。

一方、構成市町が実施する事業は、社会福祉法人やボランティアなどの地域資源を活用する事業であり、地域の特性等により準備期間に差が出るのが想定されます。このため、構成市町が実施主体となる事業は平成32年度の開始を目標としております。

○野田博嗣 予防課長

おはようございます。私のほうからは、消防行政における予防事務の住宅用火災警報器の推進に係るこれまでの周知などの取り組みと過去3年間の消防局内の設置率につきましてお答えいたしま

す。

住宅用火災警報器につきましては、平成18年6月1日に火災予防条例を改正し、設置を義務づけて以来、消防局のホームページ、構成市町の広報紙、ラジオ等マスメディアの活用のほか、防火講話、高齢者住宅防火診断及び各種イベントなど、さまざまな機会を捉えて普及に努めてまいりました。また、平成28年6月で条例施行後10年を迎えたことから、設置に加え、維持管理や取りかえなどについても、あわせて周知を図っているところです。

管内における住宅用火災警報器の過去3年間の設置率につきましては、平成28年度74.82%、平成29年度72.82%、平成30年度75.12%となっております。

なお、平成29年度の設置率が低くなっておりますが、これは設置率の調査において、管内の全世帯を対象に実施するものではなく、総務省消防庁から、既存住宅または新築住宅を問わず、地域及び住戸を無作為に抽出し、調査する方法が示されており、これに基づき実施しておりますことから、年度によって設置率に変動が生じ、このような結果になったと考えております。

○白倉和子 議員

それでは、介護予防・日常生活支援総合事業について一問一答させていただきます。

第7期事業計画で、平成30年度は1年目となっていました。もう3月までで1年目が終わるんですけども、その進捗状況についてお伺いしていきますが、先ほどから申しておりますように、広域連合主体の事業と各構成市町の事業とのすみ分けとか事業の密なる取り組みというのが本当に必要だということで、なかなか中部広域連合でやっておりますので、そのあたりの平準化とか連合管轄内のサービスに不公平が出ないようにというふうな答弁が割とよく続いてきた中で、いらいらしてきたのも事実でございます。

そこでまず、広域連合が主体となる事業について、昨年10月から開始した基準緩和型サービスがございしますが、その取り組みをお伺いいたします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

従来の介護予防訪問介護や通所介護に相当するサービスに加えまして、相当サービスよりも緩和した基準で提供するサービスとして2つのサービスメニューを追加しております。

その1つが、身体介護が必要ない方に対して生活援助のみを提供する生活援助型訪問サービスです。そしてもう一つが、短時間で運動器の機能向上を支援する運動型通所サービスです。

これらの新たなサービスメニューは、要支援者の状態や必要性に応じたサービスの選択を可能とするため、その選択肢の幅を広げたものです。

この基準緩和型サービスを提供する事業者につきましては、平成30年12月1日現在で、訪問型が26、通所型が15の指定を行っております。しかし、現状といたしまして、サービス提供開始から間もないこともあり、利用者は少ない状況です。これらのサービスが利用者に浸透していくためには、一定の時間を要するものと考えています。

○白倉和子議員

サービス提供をしていく事業者についても、説明会等々されておられますので、今、訪問に関しては26事業所、通所に関しては15事業所と。これからそのあたりの説明も密にしながら、また、サービスを受けるほうにしても、そのあたりの情報がきっちり入ってくるように進めていかれることと思います。

それと、今、御答弁いただいたのは中部広域連合管轄での緩和事業ですけれども、構成各市町、昨年10月から取り組んでいるところがございましたらお示してください。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

構成市町が実施する事業は、平成32年度の開始を目標としていますが、平成30年10月から一部の構成市町において2つの新たなサービスの提供を開始しています。

1つは、小城市が実施している小城市通所型サービスAです。これは緩和した基準で提供される通所型サービスで、実施方法が委託によるものです。日常生活上の支援やレクリエーション等を行うことにより、利用者の生活機能の維持または向上を目指す通所型サービスです。

もう一つは、佐賀市が実施している佐賀市通所型サービスCです。これはリハビリテーション等の専門職により提供される支援で、短時間で運動器の機能向上等を目指すものです。佐賀市の場合、1利用者のサービス提供期間を3カ月から4カ月としています。

この2つのサービスは、広域連合全体から見ると試行的な実施となっております。したがって、本広域連合といたしましては、これらのサービスの実施状況等を注視していきたいと考えております。

○白倉和子議員

広域連合から見れば試行的にということでしたが、昨年10月から、小城市においては民間事業委託ですね、その辺で進められておられますし、ぜひ後押し、連携等々もしながら、今後、各市町においても——従来の福祉サービスというのを各市町はお持ちですから、その辺とも連携しながら、ぜひ充実させていただくように。

平成32年度開始ということは、あと2年しかないんですね。その間に各市町と十分に、予算的な面も含めて連携していただくようお願いしておきます。

そこで、介護予防ケアマネジメントは、要支援者とか事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身、置かれている状況とか、その他状況に応じてサービス事業などを受けていくことですが、サービスを設定していく上で、今まで従来、第6期と違ってマネジメントを設定するという、これはとても重要なことだと思います。

そこで、総合事業における介護予防マネジメントの実施方法についてお伺いたします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

総合事業における介護予防ケアマネジメントは、予防給付で実施するケアマネジメントと同様に、要支援者等が自立した日常生活を送ることができるよう地域包括支援センターがケアプランを作成するものです。

総合事業の介護予防ケアマネジメントにつきましては、多様なサービスに応じて、次の3つの類

型が国から示されています。

まず、原則的な介護予防ケアマネジメントとして、ケアマネジメントAがあります。これは現行の予防給付で行う介護予防支援と同じ内容で、ケアマネジメントを実施するものです。

次に、ケアマネジメントの内容を一部簡略化したケアマネジメントBがあります。これはサービス担当者会議などのマネジメントの一部を省略して実施するものです。

そして3つ目として、サービス利用の開始時のみマネジメントを実施するケアマネジメントCが示されています。

これらのケアマネジメントは、実施する多様なサービスの内容や実施方法等に応じて保険者が選択することが可能とされています。

○白倉和子議員

そのあたりは、ケアプランを組んでいただくケアマネジャーとかがおられますし、我々ももう少し国の示し方について問題点等々を今後指摘していく必要性も出てくるやに思うんですが、では、先ほど答弁がありました基準緩和型サービスを昨年10月末から開始したわけですね。連合における介護予防のケアマネジメントも変更されたのか——連合における部分ですね。その部分をお伺いいたします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

従来の介護予防訪問介護や通所介護に相当するサービスの利用者に対しましては、原則的な介護予防ケアマネジメントであるケアマネジメントAを実施しています。そして、昨年10月から生活援助型訪問サービスと運動型通所サービスの基準緩和型サービスを開始しましたが、これらのサービスにおきましても、原則的なケアマネジメントAを実施しております。

これは、広域連合が実施する相当サービスや基準緩和型サービスは予防給付と同様に指定事業者によるサービスであり、国保連合会を通じた審査、支払いを行うことから、ケアマネジメントも予防給付と同様の原則的なケアマネジメントを選択しております。

したがって、新たなサービスの提供を開始

しましたが、介護予防ケアマネジメントの変更は行っておりません。

○白倉和子議員

それでは、これから市町の事業ですね、介護予防ケアマネジメント等々進んでいくんですけども、構成市町における介護予防ケアマネジメントについてはどのようにお考えでしょうか。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

構成市町によるサービスが一部提供を開始されていますが、これらのサービスにつきましても、介護予防ケアマネジメントは変更せず、原則的なケアマネジメントを実施しています。

ただし、構成市町が実施するサービスにつきましては委託や補助による実施となり、現行の予防給付とは異なる仕組みとなっております。

したがって、今後サービス内容や状況等に応じて構成市町との協議の上、一部簡略したケアマネジメントも導入していきたいと考えております。

○白倉和子議員

そのあたりも、一部委託事業等々もありますし、これから大いにマンパワーを確保するという意味で委託事業等々もふえてくるということが想定されるわけですけども、十分密に各市町との協議をしていただくようお願いいたします。

そうしましたら、次、平成30年度については、先ほど答弁がありましたように、全ての市町が実施していない状態ですね、試行的とはいえ、小城市と佐賀市が事業を進めてきていると。

そういった状態の中で、ずっと述べられておられましたサービスの平準化が気になるところでですけども、広域連合と構成各市町との事業の関連においても、今後どのように進捗されていくおつもりなのか、連合としてのお考えをお示してください。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

総合事業のサービス事業では、広域連合が実施主体となって提供するサービスが構成市町4市1町の共通サービスとなっております。この共通基盤の上に、それぞれの構成市町がその実情や状況等に応じてサービスを上乘せしていくことになり

ます。

構成市町が上乘せするサービスの種類や内容につきましては、構成市町の地域資源や高齢者の状況なども異なることから、地域の特性や独自性が出るものと考えております。

また、総合事業では、要支援者も含めた全ての高齢者を対象とする一般介護予防事業も重要な役割を担っております。現在、この一般介護予防事業では、運動器の機能向上プログラムや、住民主体の通いの場支援など全ての構成市町が取り組んでいます。

本広域連合といたしましても、高齢者の介護予防や自立支援を推進していくためには、要支援者等を対象とするサービス事業と一般介護予防事業は一体的に取り組んでいく必要があると考えております。

ただし、一般介護予防事業をより重点的に取り組んでいくのか、要支援者向けのサービス事業をより重点的に取り組んでいくのか、介護予防や自立支援の推進に向けた手法は、構成市町の状況や実情に応じたものになると考えております。

○白倉和子議員

構成市町、それぞれに高齢者福祉計画と介護予防事業計画というのはタイアップさせていくものですから、全ての市町、私まだ読み比べたことはないんですが、ほぼ向かう目的は同様と思います。マンパワーも違いますし、これまでの福祉に関する取り組み方も、また違った部分もございますし、それぞれの独自性が出て、それは十分いいことなんですけれども、例えば、介護予防事業自体をそもそも一つの自治体で進めているところは、予算面も含めてその自治体の福祉事業との関係において非常に総合事業を進めやすい、計画を構築しやすいというふうな利点を、これまで、もうずっと、いろんなところを研修に行くたびにみてまいりました。

それゆえ、広域連合として進めている佐賀中部では、各市町の事業とどう推進されていくのかがとても重要で、正直言って、これまでの協議体のつくり方とか進め方、遅くはないかな、どうかなといいながら、ある意味ちょっと焦燥感も持って

おりました。

そこで、今後、広域連合として各市町をどう推進されていくのか。平成は——もう時代が変わりますが、平成32年、あと丸々2年ちょっとの間が一応開始の目標なんですけれども、どう推進されていけるのか、リードされていけるのか、お尋ねいたします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

今年度から一部の構成市町において、サービスの提供を開始しておりますが、サービスの基準や運用につきましては、当該構成市町と広域連合で協議を重ね、サービス提供に至っております。

当広域連合といたしましては、今後これら構成市町におけるサービスの実施状況等をほかの構成市町へ情報提供いたしまして、構成市町間での情報共有に努めていきたいと考えています。また、サービスの設計や運用等に関するノウハウの共有など、連合としての利点を生かし、構成市町が実施する事業をバックアップしていきたいと考えています。

○白倉和子議員

ぜひ積極的にバックアップしながら、情報提供も含めて、これはどんな事業でも予算というのは切っても切り離せないものですから、例えば、平成29年度決算で総合事業の予算がかなり余ったと。各市町から事業の要求が上がってこなかったというような現状も見受けられましたが、一方では、こういった予算がこれだけあるから、構成市町はどれぐらい取り組みますかというふうな会合も含めて、ぜひぜひ密に連携をとっていただきながら、よりよい事業に展開していきますように願っております。ありがとうございます。

次、消防行政における予防事務について伺いたします。

先ほど、設置率等々答弁いただきました。国から示される部分において——設置率のアンケートですね、無作為で選んでいくというので、今回、平成28年は74.8%、平成29年度は72.8%、平成30年度が75.1%と、平成30年度は上がっておりますが、平成29年度へこんだ部分においても、アンケートを実施したところの設置率が低いというこ

とですから、ぜひアンケート結果に基づく後追いの周知、これはもうぜひお願いしておきたいと思えます。

そこで、体の御不自由な方とか、例えば、以前にも言いました身体に障がいを持っておられる方、特に聴覚障がいの方なんかは火災警報器の音が聞こえないという状況にあるんですが、そういった方々への周知など、福祉部門との関連は非常に大事だと思います。

これがですね(資料を示す)、これは以前からまた変わっておりますが、神戸市の部分なんですが、「聴覚障害者の皆さまへ」というような特別なチラシをつくっておられるんですね。

それとかあと、福祉の部分においては、各市町が補助をする部分の障がい者福祉予算というのを持っているんですね。メニューも、例えば、火災警報器についても幾つかのメニューがあったりするんですね、光るものとか、においを出すものとか。そういった部分でも、もちろん福祉部門の連携は有効だと思います。

以前質問したときに、例えば、聴覚障がいをお持ちの方なんかのところには、その時点ではチラシ等々の啓発はしておりませんというふうな御答弁もあったんですが、各市町の福祉部門との連携についての取り組みをどうされておられるのか、今現状をお伺いいたします。

○野田博嗣予防課長

福祉部門などの関係機関との連携における住宅用火災警報器に関する取り組みにつきましては、構成市町の広報紙等への掲載依頼のほか、自治会などの協力を得ながら、各署で実施しております防火講話、高齢者学級及び高齢者住宅防火診断等の機会を捉えた設置や、維持管理などについての周知、また、構成市町で実施されております購入等に係る補助制度についてのお知らせなどを行っております。

今後も引き続き、関係機関との連携、また協力を得ながら取り組んでいくこととしております。

○白倉和子議員

例えば、ちょっとここでお伺いしますが、聴覚障がいをお持ちの方なんかに対する独自の啓発と

いうのはされておられますか。

○野田博嗣予防課長

予防課といたしましては、条例を改正した際に、その後、耳の不自由な方とかに対しましては、手話の通訳者を通じたような広報は実施しております。

また、消防局ホームページや各消防署において年に数回実施している各種イベントなどの機会を捉えて、先ほど議員も御紹介されましたけれども、音だけでなく、光の点滅や振動して知らせる特殊な機械の紹介、また、先ほども申しました購入に係る構成市町の補助制度などについてお知らせを行ってきたところです。

○白倉和子議員

ありがとうございます。

私も今後、例えば、視覚障がいの方は音は聞こえるんですけども、特に火災警報器という言葉に限りませんと、聴覚障がいの方にとっては不自由な部分なんですね。聴覚障がい者に関する団体等も県内にございますので、そこにも出向いて行って、チラシとか補助の部分ですね、そういったところも、個々にじゃなくて団体に向けても、それぞれの会員に周知していただけるように、ぜひぜひ働きかけていただけるようお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○野田博嗣予防課長

条例改正当初はそういうことをやっておりましたけれども、やっぱり議員御指摘のとおり、まだまだその辺の周知もなっていないと思いますので、その辺を踏まえたところで今後検討していきたいと思っております。

○白倉和子議員

そういった部分で、御不自由な方が犠牲者にならないように、ぜひ効果的な周知方法も含めて、大変だと思いますが、お願いしておきます。

それと、御高齢者のところにお訪ねしたり、伺ったりしたときに、やはりまだ火災警報器がっていないお宅というのがやっぱり見つかったりするんですね。そういったところには、私、個別にこうこうこうですよ、危ないですよ、義務づけられもしましたよというふうに言ったりしている

んですけども、まだまだ周知ができていないような気がいたします。もちろん広報紙とかチラシとか、いろいろ御努力はいただいているんですが、そのあたりについてはいかがお考えでしょうか。

○野田博嗣予防課長

高齢者の方への広報につきましては、市町の広報紙、連合だより、ラジオなどのほか、高齢者住宅防火診断や高齢者学級など、機会を捉えて実施しております。

このうち高齢者住宅防火診断では、各署において構成市町及び自治会の方などの協力を得て個別に訪問し、住宅の防火安全性をチェックするとともに、指導を行っておりますけれども、その際、あわせて住宅用火災警報器の設置、維持管理などに関する説明をし、設置されていない場合は設置してもらうよう指導を行っております。

消防局としましては、管内の住宅用火災警報器の設置率から見ても、高齢者の方などを含め、まだまだ周知が行き届いていないと考えております。このことから、今後も引き続き、広報紙やラジオ、マスメディアの活用のほか、高齢者住宅防火診断及び各種イベント等における説明など、関係機関の協力を得ながら継続的に取り組んでいくこととしております。

○白倉和子議員

逃げおくれで犠牲に遭われるのは、本当、御高齢者が多いものですし、この設置が義務づけられた年度当初は、テレビなんかでも全国的な部分としてよく流れていたりしたこともあったんですね。

今、全国的にも警報器の設置率が余りよくないということですが、例えば、中部広域連合管轄圏では何%か、目標というのは設定されているんですか。

というのが、できればこのあたりは前もって通告しておりませんので、明確な答弁が得られるかどうかわかりませんが、今、75%、74%、75%という現状を踏まえて、もともと設置率目標というのは立てられているんですか。

○野田博嗣予防課長

管内の消防局の目標としましては、100%いきたいというふうには考えております。

○白倉和子議員

100%、それが理想でもありますし、義務づけられた以上はその数値があれですから、ぜひ100%に向けて御努力していただきますように、私たちも微力ながら尽力してまいります。

そこで、当初設置したときからもう10年が経過しているんですね。10年が経過すると、火災警報器を取りかえるとか、まず、電池が消耗して期限が切れるだとかいうふうなことがあっているんですね。

今いろんな自治体で、住宅用火災警報器、10年を目安に交換しましょうとか、こういった啓発ももう進んできているんですね。そこでまた、懸念するのが、そういった時期に消防署や行政の名をかたった悪質な業者の入り込みなんかも高齢者宅では気になるところです。

そこで、電池など維持管理に必要なこの時期に、警報器のメンテナンスの指導についてどういうふうに取り組まれておられるのか、お伺いいたします。

○野田博嗣予防課長

住宅用火災警報器は、いざというときに適切に作動するよう、日ごろからの清掃や定期的な作動確認などの維持管理と、電池、機器の経年劣化による取りかえなどが必要となります。

火災予防条例施行時からこれらの必要性を周知しておりましたが、平成28年6月で条例施行から10年が経過し、取りかえの目安の時期を迎えることから、平成25年度より構成市町の広報紙、ラジオ等マスメディアの活用のほか、各種イベントなどさまざまな機会を捉え、設置普及活動に加えて、維持管理、取りかえの必要性につきましても、広報機会をふやし、周知を行ってきました。

また、平成27年度からは、消防局のホームページや消防局が作成し、配布しております広報用ポスター、ポケットティッシュなどにも掲載し、周知を図っております。

さらに、取りかえ等の時期を迎えたことで、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、悪質な訪問販売も懸念されることから、機会を捉え、注意喚起を行っているところです。

今後も引き続き、設置率の向上とあわせて、維持管理等につきましても、さらなる周知を図っていきたくと考えております。

○白倉和子議員

周知とか、広報とか、啓発とかいろいろと、やっぱりなかなか浸透していかないというふうな難しい面はどんな事業にもあるんですけれども、義務づけられた以上、かつ、それぞれの生命、財産を守る、特に逃げおくれの高齢者、そういった方たちをケアする意味でも、今後もより熱心をお願いしたいところです。

それで、マンションなどの集合住宅だったら、例えば、管理の一環で、メンテのチェックとか、今動いているとか、そういうことに取り組んでおところもあるんですが、なかなか個人宅の設置に至っては、消防局の方がお見えになっても、お顔がよくわからないとか、どなたが来たのか御高齢者によってはなかなか理解できないとか、いろんな、そのお宅に入り込んでいきにくい部分も多々あると思うんですね。

そこで、これは以前にも提案したんですけども、ヘルパーとか福祉部門のお仕事をされている方は、火災警報器なんかの啓発というのは本来の業務じゃないんですが、御高齢者の実態をよく把握されておられるんですね。こういったことを、例えばヘルパーさんたちに御協力願えるならば、そういったことが議論できるのも介護と消防を管轄する中部広域連合ならではの、福祉の関連予算についても相互間に検討できることだと思うんです。

それで、そういった部分で進めていくのが非常に有効だと思いますが、各市町の福祉部門の協力が得られないのか、一つの周知手段として考えられるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○野田博嗣予防課長

介護ヘルパーの方はあくまで事業所に介護業務を実施するために雇用されており、住宅用火災警報器に関することをお願いするのは業務外となるため、現在のところ困難であります。消防局としましては、新たな取り組みを検討していく中で周知方法の一つとして、できることはないか、

今後、関係部局等との協議を含め、検討していきたいと考えております。

○白倉和子議員

ぜひお願いいたしまして、設置率100%に向けて努力していただきますように、私たちも啓発してまいります。ありがとうございました。

終わります。

○山下明子議員

おはようございます。佐賀市の山下明子です。

通告しておりますとおり、介護行政について2つのテーマで質問いたします。

先般、昨年10月ですが、介護保険の介護・広域委員会として金沢市を視察いたしました。オレンジパートナー、いわゆる認知症サポーターの育成ですとか、認知症カフェの設置が66カ所ということで、人口1万人当たりの認知症サポーターの人数や認知症カフェの設置数が日本一ということで説明もされておりました。

後から週刊東洋経済という雑誌を見ていると、その中でも、認知症に優しい市の第1位ということでランキングされていたわけです。

こうしたところを踏まえながら、介護を必要とする方々への支援というのは適切に行っていくべきだという意味から、改めて広域連合における認知症の人やその家族に対する支援策について伺いたいと思いますが、現時点で広域連合としての認知症の人やその家族を支援する取り組みの実施状況についてお答えいただきたいと思います。

次に、介護の担い手確保と支援策について伺います。

この介護の担い手確保ということは、何度もこの場所でも議論がされ、また、全国的に深刻な問題として議論されてきているわけですが、広域連合として現時点で介護の担い手確保についての現状をどのように把握され、どういった対策を講じておられるのか、この点について最初にお答えいただきたいと思います。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

初めに、認知症の人やその家族の支援についてお答えいたします。

本広域連合では、国が策定した認知症施策推進

総合戦略、いわゆる新オレンジプランに基づき、認知症施策を推進しています。そして、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進や、認知症の人の介護者への支援に取り組み、認知症の人やその家族の支援に努めております。

その取り組みを推進する主な事業といたしましては、地域支援事業の認知症総合支援事業と任意事業となります。

まず、認知症総合支援事業では、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援体制の充実や、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制の構築など、構成市町ごとに事業の充実を図っています。

その主な内容といたしましては、相談・支援等の体制強化、認知症初期集中支援チームの活用促進、認知症カフェ等への支援など、構成市町の実情に応じて取り組んでおります。

また、広域連合におきましては、認知症への理解の普及・啓発を目的とした広報等に努めております。そして、任意事業におきましては、認知症サポーターの養成や認知症高齢者等の見守りなど、構成市町において実情に応じた取り組みを推進しています。

続きまして、介護の担い手の確保について現状をどのように把握しており、こういった対策を行っているのかとの御質問にお答えいたします。

介護人材の現状については、公益財団法人介護労働安定センターが、事業所における介護労働実態調査を毎年実施しており、その調査結果を参考にできるものと考えております。

その調査における佐賀県内の介護人材の状況については、大いに不足、不足、やや不足と答えた事業所が、平成27年度が47.2%、平成28年度が53.6%、平成29年度が56.7%となっておりまして、全国平均の66.6%よりは下回っているものの、事業所における介護人材の不足感は年々増している状況であります。また、事業所を運営する法人からも、介護従事者の雇用が難しいという声を聞き及んでおりますので、決して安心できる状況ではないと認識しております。

佐賀県のゴールドプランにおいても、県全体の

介護人材について、2020年度に152人、2025年度に622人の人材が不足する見込みとなっております。

本広域連合といたしましても、介護の担い手の確保は重要な課題と認識しております。そういった課題への対応として、本広域連合では介護職員の賃金アップや職場環境の改善による介護職員の定着が図られるように、介護報酬の処遇改善加算制度の活用促進に取り組み、人材確保、離職防止を図っております。

○山下明子議員

それでは、一問一答に移ってまいります。

まず、認知症の人と家族を支援する取り組みについてなんですが、具体的にちょっと入ってまいりますけれども、認知症サポーターに関しても、この連合議会でも何人もの方が質問されてまいりました。これは今どこまでの到達になっているかということもなんですが、その活用についてどういう現状になっているかということについてお示しいただきたいと思っております。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

構成市町によっては、認知症サポーター養成講座を実施した際に、認知症予防教室や認知症カフェ等への協力依頼などの呼びかけを行っております。その結果、認知症カフェの立ち上げや小学校等における認知症サポーター養成講座の手伝いなどに一部結びついている事例もあります。

ただ、現状といたしましては、十分な活動支援や具体的な活用には至っていない状況となっております。

構成市町におきましては、今後、認知症サポーター養成講座を終了した方の活動支援や活用等に向けて認知症サポーター登録の実施を検討しているところでございます。

○山下明子議員

一部、認知症カフェの立ち上げとか小学校でのサポーター研修の手伝いということで役割を果たしてもらっているところもあるということですが、全体としてはその活用という、積極的には踏み込まれていないということでした。

例えば、私自身もいろんな機会を通じて、これ

まで3回か4回、認知症サポーター養成講座を受けたことがあるんですが、オレンジリングをいただきました。その時々のお話は大体、割と同じような話で終わると、2時間程度の中で劇がまじったりしながらですね。それはそれで、初期はいいと思うんですよ。ただ、結局それだけで終わってしまっていたら、普及、理解、促進ということとともに、まちで認知症の方を見かけたらどうなのという話で、こういうふうにしましょうという話は聞くし、御家族で抱えていたらどうなのという話で聞くけれども、そのステップアップというところがもう一つあったほうがいいのではないかといいこととか、せっかくそのサポーターになったという意識があらわれるならば、その方たちにやっぱり何か働いていただくということがもう一つやっぱり必要なんではないかと思うんですが、そこら辺の活用ということについて、連合としてはどこまで考えておられるのか、いま一度伺いたいと思います。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

国の考えでは、認知症サポーターの養成は基本的に認知症への理解を深めるための普及・啓発を目的とする取り組みとされております。よって、認知症サポーターは、何か特別なことを行っていたり方ではなく、自分のできる範囲で活動できることがあれば取り組んでいただくことが基本となります。そして、今後は認知症サポーターの活動の任意性は維持しつつも、地域におけるさまざまな場面で活躍してもらえよう、活動支援等にこれまで以上に重点を置くこととされています。

そのため、構成市町では、認知症サポーター養成講座の際に地域でできる活動事例を紹介することや、養成講座の修了者を対象としたステップアップ講座の実施など、構成市町の実情に応じた活動支援や活用を検討している状況です。

本広域連合といたしましては、今後の活動支援や活用の手法等につきましては構成市町の状況に応じたものになると考えております。

○山下明子議員

そうですね、この後からまたいろいろなことで活躍してもらおうと思ったら声かけをするというこ

とになる。ということは、一定その登録というのが必要だと思うんです。

例えば、私、佐賀市で受けていて、そういうふうに残り後追いで声がかかったという記憶はなく、やっぱり自分で情報を得て、受けたと思ったら受けるというところが精いっぱい、受けた後は特に何も無いということになってしまう。

今言われたような、いろいろなステップアップだとか何かで頑張ってもらおうと思えば、当然登録ということが必要になってくると思うんですけれども、これについてはどういう取り組みになっているのでしょうか。連合としてのリードといいますか、今、市町と言われたんですが、連合としてはどのように考えておられるか。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

構成市町における認知症サポーター登録の実施や認知症サポーターの活用に向けた検討の状況につきましては、構成市町間での情報共有等を図っています。

認知症サポーターの登録等につきましては、人口規模等によって検討に時間を要している構成市町もありますが、その構成市町においてもサポーターへの協力の呼びかけが活動に結びついている事例はあります。

本広域連合といたしましては、そのような構成市町とは可能な範囲から登録を実施するなど、サポーター登録の実施に向けて個別に協議を進めていきたいと考えております。

○山下明子議員

ちなみに、今登録をされているところが幾つあって、されていないのはどこかというのをちょっと言ってもらっていいですか。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

本広域連合では4市1町ございまして、佐賀市を除きます市町においては登録が実施されております。

○山下明子議員

結局、佐賀市が登録がないということで、多分規模が大きいからということなのかもしれないんですが、地域包括ケアの範囲からいけば、中学校区ごとというくくりでいけば、ある意味どこでも

一緒だと思うんですね。だから、佐賀市も佐賀市全体ということばかり考えないで、地域包括のエリアでどれぐらいサポーターがおられるのかということをつかむとか、そういう視点から、佐賀市でもやっぱり登録制度が進んでいくような声かけといいますかね、そういうのを、佐賀市は佐賀市としてもやってくださいと私は言おうと思いますが、でも、広域連合としてこのサポーターを活用していこうと思うのであれば、ぜひそこら辺は相談されたらいいのではないかと思います、そこはどうでしょうか。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

議員御指摘のように、登録につきましては市町の手法によって登録となっております。また、地域的に登録が進めやすいところ、また進めにくいところもございますけど、その登録の手法とか、また、市町の相談につきましては、これからも応じてまいりたいと考えております。

○山下明子議員

ぜひ大きな鍵を握るところでもありますので、相談を進めていただければと思います。

もう一つなんです、これは認知症サポーターとも関係してくると思いますが、今、認知症に対するケアの新しい考え方、技術ということで、ユマニチュードというのがあるのは——はい、うなずいてくださっている方もおられますし、もちろん議員の中でもたくさんおられると思うんですが、2013年か2014年ぐらいに、フランスのイヴ・ジネストさんというケアの専門の方が考案されて、要するに、抵抗、嫌がることをするのではなく、その気になってもらえるように、相手を人間として尊重するということです。

そもそもユマニチュードという言葉自体は、1930年代にパリに集まってきた黒人の人たちに、黒人は黒人らしく、人間らしさを取り戻そうという思いからつくられた造語、ヒューマンティーのユマニテのユマニチュードということらしいんですが、そういうことで、結局その認知症の方だけでなく、精神障がいをお持ちの方だとか、いろんなハンディを持って、コミュニケーションになかなかハンディがある方たちに対してどう対応して

いくかというときに、これがとても有効だということで、すごく今、テレビなどでも注目されていたのを見たんですが、本にも幾つかなっていると。

こういうことが何なのかという、例えば、認知症の方に対して、体を拭いてほしくないのに、とにかく清潔を保持しなくてはということで、えいやっと、みんなで二、三人がかりで体を拭いた。結果として清潔は保持されたけれども、その人としては、嫌がることをされたという思いで、かえって認知症が悪化するということになってしまう。本当はその方が、そうね、してほしいねと思うような対応をすれば、実は1人か2人でも、ゆとりを持って体を拭くところまで行き着けるんだという、その介護ケアの文化をしっかりと変えていかなきゃいけないんじゃないかという提唱がされているという話が、このユマニチュードのことなんですね。

これは施設だけでなく、家族で介護されている家族の負担も減らすし、ケアを受けている方もほっとできるという中身だということで、こういう新しい介護のケアの技術についてだとか、こういったことに関して、いろんな施設の職員だけでなく、今言ったような認知症サポーターの方たちにも、今こういうことができますよというふうな話をしていくとか、そういう情報の提供。

広域連合自身も——ちょっと裏話をしたらなんですが、この質問に当たっていろいろお話ししていたら、これはあんまり知らなかったなという話がちょっとあったりもしていたので、やっぱりそこは広域連合にかかわる方たちは、むしろリードする側として、いろんな情報をしっかり地域や施設の方たちに情報提供できるようなことが必要なんじゃないかと思うんです。さっき認知症サポーターのステップアップのことを言われましたが、こういったことも含めて取り組みをもっと強めていく必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

認知症の人への接し方などの認知症ケアにつきましては、認知症初期集中支援チーム員研修など、国が実施する研修のテキストや、キャラバン・メ

イトや、認知症サポーター養成講座の教本に示されております。

認知症ケアにおける理論や実践はさまざまなものがありますが、本広域連合や構成市町が認知症への理解の普及・啓発に関する広報等を行う場合は、国の資料等で示されているものを用いています。

したがって、新しい認知症ケアの考えなどが国の研修カリキュラムやテキストなどに取り入れられた際には、そのような情報は積極的に発信していきたいと思っております。

○山下明子議員

国のテキストに載ってから始めますよというふうに聞こえたんですが、国のテキストというのは、やっぱりいろんなケースが集まって、これだとなってから確立されてというふうになっていくのかなと思うんですが、お薬ではないわけですし、これだけ話題になったりしていることに関しては、やっぱりアンテナをしっかりと立てて、じゃ、自分たちも勉強してみようというつもりで、そういう方を招いて講習会を開くとか、そういうことも含めながらの情報発信だと思うんですね。

だから、国待ちというよりは、もう率直に言って、私がユマニチュードを御存じですかと聞いたときに、あつと言われたときに、えっと思ったのが、内心本当にびっくりだったんですね。だから、ここで右側の方たちはうなずいていらっしゃる方が結構おられたんですよ。なので、やっぱりそこは本当に、いろんな情報をしっかりと得て、それで発信していくということをぜひやっていただきたいなと思っております。これについてはそういうことでお願いしたいと思っております。

次に、認知症カフェの設置について伺います。

今、認知症カフェの設置はこの広域圏内ではどのようにしているのか、どう把握されているのでしょうか。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

認知症カフェは、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う集いの場であり、多様な実施主体によってさまざまな形で実施されております。

本広域連合では、全ての構成市町に認知症カフェが設置されています。ただし、みずからが実施主体となって認知症カフェを設置している構成市町や、社会福祉法人やNPOなどが設置する認知症カフェの開設や運営を支援している構成市町など、認知症カフェ設置に関する取り組み方法は構成市町によって異なる状況となっております。

○山下明子議員

そうすると、端的に言って、何カ所あるのかというのとはつかんでおられるのでしょうか。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

広域連合管内では19カ所となっております。

○山下明子議員

金沢市で66カ所という数字が出ていたんですが、確かにそれはそれで多いけれども、一方で、金沢市にお住いの方の話を聞いたら、箇所があればいいというものではないと。どれぐらいのエリアにあるのかとか、どれぐらいの期間、例えば、毎週1回なのか月1回なのかとか、そういう開設の状況によっても実情に合っているかどうかということもあるから、数だけじゃなくて中身も見ていったほうがいいですよというお話もちょっと後で伺ったりもしたんですよ。

それはそれとしながら、広域連合管内では19カ所ということで、相当広い面積の中での19カ所なわけですね。どう考えても多分、エリアから見たらちょっと少ないような気がするんですが、広域連合としてはこのカフェの設置について、人口規模などに応じた設置目標などは持っておられるのでしょうか。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

新オレンジプランでは、施策ごとに具体的な数値目標等が定められています。その中で、認知症カフェ等の設置・普及につきましては、認知症の人が集まる場や認知症カフェなどの認知症の人や家族が集う取り組みを2020年度までに全市町村に普及させることが目標として掲げられています。

本広域連合の第7期事業計画におきましても、認知症カフェへの支援等、市町の実情に応じた取り組みを推進することを目標としています。そして、構成市町における取り組み内容等については、

それぞれの高齢者保健福祉計画に掲げられ、それに基づき実施されております。

○山下明子議員

市町がそれぞれ高齢者保健福祉計画で定めているということではあるんですが、連合としてはどこまでということは、結局、全市町にあるということとで終わりなのか。

もう一回聞きますけれども、人口規模に応じた連合としての目標というのは特に持っていないということなのか、端的にお願いします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

広域連合としましては、7期の事業計画に基づきまして市町の実情に応じた取り組みを推進することとしておりまして、設置数は少のうございませうけど、全市町に設置されているということもございませう。また、地域によって設置しやすい状況等もございまして、しにくいところもその人材の資源等によって違うこともありますので、市町との設置等につきまして、また、カフェ等の相談とか認知症に対する相談等には応じたいと思っております。

○山下明子議員

相談には応じたいということですが、相談されたらどういう対応をされるのかなという感じですね。今の人材のことですか、地域資源のこととかというのに、どういう手助けをしてくれるんだろうと思いつつながら今聞いていたんですが。

例えば、認知症の人と家族の会で毎月1回オレンジカフェを開設されているんですが、佐賀の会場と唐津の会場とあるわけなんですけど、結局この団体においては2カ所だと。そうすると、佐賀の会場に鳥栖のほうから来られたりする。当然、誰かが送ってこないと来られない。もちろん、実は地元にも何かあるのかもしれないけれども、そこがよくわかっていないとかですね。本当はもっと気軽に通える範囲であるといいなという声がやっぱりあるわけですね。そうだと思うんですよ。要介護状態でも、必ず絶対誰かが付き添っていきやいけないとは限らない、その手前の段階でも来たり。それからまた、家族の方もふらっと来て話ができるという状態ができると本当にいいだろ

うなというのが認知症カフェに期待される役割だと思うんです。

そこから見ると、やっぱり19カ所というのはどう考えても、げた履きで行ける範囲ではないですよ。車の運転できない方が、高齢の方が、どういうふうにしたら安心して通える場にいられるのかということで、金沢の場合は66カ所の中で子ども食堂と一緒にやっている取り組みもありますよとか、確かに地域の状況によってもいろんなやり方はあると思います。

ただ、目標としては、やっぱりげた履きで通えるというふうな、気軽に——知られたくないから遠くに行きたいという人もいるかもしれませんが、基本的には地域で見守りましょうというからには、目に見える範囲でどれだけふえていけるのかなということだと思うんです。

そこら辺での、さっき相談には応じますというふうにも言われたんですが、その相談に応じる中身も含めて、やっぱり広域連合として市町に対し、この19カ所からいかにふやしていけるかというあたりの働きかけなり協議なりということは必要なんではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

本広域連合の第7期事業計画における認知症施策につきましては、構成市町ごとに事業の充実を図っていくこととしております。そして、認知症カフェにつきましても、構成市町によってその設置主体や支援の方法も異なる状況となっております。

したがって、広域連合といたしましては、認知症カフェの設置は構成市町の地域性や社会資源の活用など、構成市町の実情に応じた取り組みを今後も推進していきたいと考えております。そのために、構成市町における設置状況などの情報共有等に努めていきたいと考えております。

○山下明子議員

情報共有は本当に大切だと思いますから、まずはそこからなんだろうと思います。

さっきの回答の中で、相談にも応じていくと言われた以上は、どんな相談に応じていくのかというところもぜひ積極的に示していただければ、市

町も考えてみようかなというふうになる部分もあるかもしれないし、また、市町直営でなくても、当然地域の団体だとか、いろんなグループでされたりするということもあるでしょうから、そういうことも含めて、この設置に関しての情報発信だとか相談の対応の考え方ということは、はっきりと示していただきたいというふうに思います。

次に、認知症の人やその家族に対する相談体制というのが今どのようになっているのかについてお示しいただきたいと思います。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

認知症総合支援事業では、認知症の人やその家族を支援する相談業務や地域における関係機関との連携を図る取り組み等を推進する役割を担う認知症地域支援推進員を配置することとなっております。

本広域連合では、この認知症地域支援推進員を平成28年度から構成市町において、それぞれの担当部署に配置しております。そして、平成29年度からは民間法人が設置する地域包括支援センターにおいても、センター職員として推進員を配置し、相談支援体制の整備を図っております。

○山下明子議員

認知症地域支援推進員の配置ということで、医療・介護の連携なども含めて、地域包括での体制がどれだけ充実していくのかということも、とても大事な鍵だと思います。

金沢市では、この相談チームの中に弁護士も加えているという話があったんですが、こういったことから見て、多分、成年後見制度だとか、いろんな法的なことが絡む場合の対応策として、そういう弁護士が相談チームの中に位置づけられているということなんだなと思って伺ったわけですが、こういった点で、今後の課題も見据えた上での相談体制については何か考えておられるでしょうか。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

現時点におきましては、現行の認知症地域支援推進員の配置による相談体制で認知症の人やその家族の支援に努めていきたいと考えております。

ただし、状況等の変化により体制の見直しが必要になった場合は、地域包括支援センターの意見

等も踏まえ、構成市町と協議・検討を行いたいと考えております。

○山下明子議員

そうしますと、今ちょっと提起した、例えば、成年後見制度などのそういう支援が必要な方に対しての体制ということで、金沢市がやられているような手法というか、弁護士がチームの中に入れておくというふうなことなんかに関しては、どうお考えでしょうか。

つまり、多分つなぐことはあると思うんですね。市町の成年後見人の対応をするところとか、弁護士会につなぐとか、いろんなつなぐことはされていると思うんですが、相談チームの中に位置づけられたら、大体状況を常にわかった上で、そして、個別の相談が来たときに、そちらのほうも、ああ、このことですねということで対応ができるということがあるんじゃないかと思うですよ。知らないところに突然、この件でどうでしょうかというふうに来ると、またそこは違うのではないかとというふうに思うんですが、そこら辺で今の法的な相談体制が必要な分野に関しての対応といった点では、どんなふうにご考えておられるでしょうか。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

本広域連合では、認知症の人やその家族の相談窓口として各センターに認知症地域支援推進員を配置しております。そして、各センターには従来からのセンター業務である成年後見制度の活用等権利擁護業務を担う社会福祉士等が3職種として配置されております。

このことから、センター内の連携により成年後見制度に関する窓口相談にも対応いたしております。ただし、成年後見制度の利用等に関する施策は市町村が担う役割となりますので、制度の利用等、その後の対応につきましては、構成市町との連携により対応する必要があると考えております。

○山下明子議員

今の体制と考え方に関してはわかりました。

金沢市の視察のこともありますので、そういうことがどんなふうがいい方向で動いているのかとか、そこら辺もぜひまた改めて研究していただいて、いい中身であれば取り入れることもありなの

かなというふうに思います。

先ほど、状況が変わったらセンターの意見も踏まえて協議・検討を行うということでしたので、そこら辺はぜひ情報収集もしていただいて、検討ができるものがあればぜひ対応していただければというふうに思います。

それでは、介護の担い手確保と支援策について伺います。

毎年の介護労働実態調査の中で、大いに不足、不足、やや不足しているというふうに考える方たちが56.7%ということで、全国平均よりは低いけれども、やはり深刻だということと言われました。県のゴールドプランでも、2025年には622人が不足するだろうと見ていると。不足すると見ているというふうに言われると、じゃ、どうするのよということだと思ふんですね。実際にいなければ、施設などが開設できなくて待機の人がどんどんふえていくということになっていくわけなので、ここは処遇改善加算の活用というふうに言われたんですが、その結果どのようにつながっていったのかという点ではつかまれているでしょうか。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

本広域連合が行っている処遇改善加算の取得促進につきましては、その取得に当たって毎年度、事業者から処遇改善計画及び実績報告が提出されております。平成29年度の介護報酬改定により処遇改善加算が拡充されたこともあって、平成29年度の実績における平均賃金月額が22万1,554円と算出され、前年度より5,000円以上アップしております。

このことから、賃金改善の面では一定の効果があつ、かつ、賃金体系の整備や定期昇給の仕組みを設けるなどの安定的な処遇改善を図るための環境整備が図られたものと考えております。

また、平成30年度の処遇改善計画につきましては、前年度当初とほぼ同数の202法人から計画書が提出されております。そのうち最も加算率が高い区分である加算1を取得している法人の割合が増加しておりますので、平成30年度の処遇改善については、さらに期待できるものと考えております。

○山下明子議員

平成30年度、平成31年度に関して期待できるんじゃないかということですが、やはりこれは毎年の実態調査の平成30年度分がどのように反映していくのかというところはしっかりと見なくてはいけないと思うんですが、そうは言っても、本当に定着につながっているのかどうかというところまで見たときに、どういう取り組みを今後連合として考えていかれるのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

介護職員の処遇改善については、消費税率の引き上げに伴う報酬改定において対応し、来年度の10月には介護職員の処遇改善加算のさらなる拡充が実施されることとなっております。具体的な内容についてはまだ決定しておりませんが、国からの通知等があれば、すぐに事業所に対してさらなる処遇改善の内容等の周知を図ることとしております。

本広域連合としましては、国が定める制度に基づいた処遇改善の支援を一層推し進めることにより、介護の職場環境の整備、賃金改善を図り、介護現場への職員の定着・促進、人材確保に寄与していきたいと考えております。

○山下明子議員

消費税の増税を財源としながら、子供の保育、幼児教育の無償化だとか、それから、今回のこういった処遇改善策だとか言われていますけれども、この消費税自体が生活破壊だと私は思っているんですけれども、結局、今やられているのは介護報酬改定での処遇改善ですよね。だから、介護報酬の改定ということは利用料にはね返ってくるわけですよね。どうしても介護を受ける側の負担増になってしまうと。

なので、医療報酬のときもそうなんですけど、この報酬改定で全てを考えようとしてしまえば、サービスを受ける側からは、とんでもないという話になっていくという矛盾だと思うんですよ。ですから、私はやはり利用者への負担とならないような、利用料に上乗せされない形での抜本的な処遇改善策というのを図っていかないと、この問題

は根本解決できないというふうに思います。

その点で、やはり広域連合、保険者として、要するに、施設をしっかりと維持していくためには人が必要、サービスをしっかりと提供していくには人が必要、その人が足りないとゴールドプランが示しているということ自体が、もう本当に無責任だと思えますから、そういう点で、国に対して利用者の負担にならない形での抜本策を求めていく必要が本当に今あるのではないかと思います、その点についてどうお考えでしょうか。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

介護職員の処遇改善の方法や内容については、社会保障審議会において地域の実情や他の業種の状況などを踏まえながら審議され、利用者の負担等も考慮された上で基本的な考え方が取りまとめられております。

社会保障審議会の審議報告において、介護職員の処遇改善については保険者や利用者の負担に配慮すべきとの意見もあった一方で、従来の交付金から財源の安定性の観点から加算で行うこととなった経緯を踏まえるべきとの意見もあり、処遇改善のあり方については、今般の処遇改善の施行状況等を踏まえ、引き続き検討することが適当であるとされております。

本広域連合といたしましては、現時点では介護職員の処遇改善の促進のためには利用者にも一定の負担をしてもらうことはやむを得ないと考えておりますが、国を初め、社会保障審議会等での今後の検討内容を注視していきたいと考えております。

○山下明子議員

国の社会保障審議会というのは、結局、地域や現場からの声がいろいろあって、それで動いていく部分もまたあると思うんですよね。だとすれば、上が決めたらそれに従っていくということではなく、やっぱりこのまま推移していけば介護職員が不足するということは、もう目に見えているわけでしょう。月5,000円上がりましたということではあるけれども、それで手取りがどうなっているのかとか、そこまでちゃんと見ながら、追跡しながら、これが確実に生かされているのかどうかと

いうことも一方ではつかむべきだと思うんですよ。

結婚されていない若い男性の介護職員の方が、このままだと結婚できんばいということで離れていかざるを得ないとか、子育てしていくのにダブルワークだけではない、トリプルワークまでいかないとちょっとやっていけないという声が聞こえたりするのは多分御存じだと思います。

そうすると、たかだか5,000円上がったからといって、それでどれだけのことが変わっているんだろうかという言い方だってあるわけですね。あくまでも平均ですから、高い人は高いけれども、低い人は低いということを見たら、やっぱり本当にそれで大丈夫なのかということで見てもらわないと改善できないと思うんですよ。

そして、広域連合は、保険者としては現場の声だと思いますから、現場から国に対してこのまま介護報酬改定だけで進んでいきよったら、利用者の一定の負担というけれども、それもなかなか大変ですばいというふうな声をちゃんと上げていかないと、国が決めましたから仕方ないですよと言っているだけでは、この広域連合の中に暮らしている方たちにとっては心細いわけですよ。多分、全国どこでも同じようなケースは起きていると思いますから、そこはぜひ広域連合の協議会といったものがあると思いますが、そこでも、どうしたもんだらうねという問題提起もしてもらいながら、ちょっとここは国に対してものを言っていたほうがいいんじゃないかというふうな、そういう空気というのはやっぱりつくっていく必要があるんじゃないかと思いますが、その点についてちょっともう一回お願いします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

議員御指摘のように、利用者の負担とか職員への処遇の改善等につきまして、また、それらを含めた介護保険に関する協議の場としまして全国の介護保険広域化推進会議という組織がございます。そういった場もございますので、そういったところで意見等を踏まえながら、要望書の提出などの検討を図っていきたいと考えているところです。

○山下明子議員

ぜひそういう方向に進むように、現状をまず把

握していただきながら、そういう提起もしていただければと思います。

それでは次なんですけど、もう一つ視察で訪問した金沢市では、介護職員の定着を目的としながら、それぞれが情報交換の場ともなるようなケアワーカーカフェというのを実施しているということでした。社会福祉協議会が提供している場と、それから、各事業所を舞台にしながら毎月持ち回りでケアワーカーカフェをしているという2つのパターンがあるということで、事業所持ち回りのほうが、事業所の枠を越えて現場に行くと、ああ、ここはいいねと思ったことは自分のところに持ち帰って生かしていくということができていますという話が御説明としてはあっていたんですけど、なかなかいいなと思って伺っておりました。

私これまでも、介護職員の方たちの、ケアマネジャーだとか、そういう介護従事者の方たちの情報交流や悩みを言い合う場というのが必要なんじゃないかということ提起してきたことがありますけれども、今こういう介護職員への支援策はどうなっているんでしょうか。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

本広域連合におきましては、介護職員が職種にかかわらず交流を深めることができるような機会は設けておりません。

しかしながら、ケアマネジャーや居住系サービスの計画作成担当者を対象とした本広域連合が実施している研修においては、グループワーク等を通じて他の事業所のケアマネジャーと情報交換や交流ができるものとなっております。

また、今年度から実施している介護支援専門員地域同行型研修では、初任ケアマネジャー等を受講者、他事業所の主任ケアマネジャーをアドバイザーとして2人1組で同行実習を行うことで、経験が異なるケアマネジャー同士で相互研さんが図れるものとなっております。

また、他団体の取り組みではありますが、佐賀県社会福祉協議会が介護職員等を対象とした情報交換会や研修を開催しており、そういった機会に事業所間の職員の交流が行われていると聞いております。

そのほか、広域連合の介護職員への支援といたしましては、介護サービス事業者やその従事者に対する窓口や電話による相談体制を整え、介護職員が抱えるサービス提供等に関する問題の解決に向けた支援を行っております。

○山下明子議員

最後の広域連合としての取り組み、介護事業者や従事者からの電話相談などと言われたんですが、この部分で職場の処遇に関する相談といったものがあるのかどうか、あったとしたらどういう対応が行われているのかについてお答えください。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

本広域連合に寄せられる介護職員の方々からの相談は主に介護サービスの提供に関するものであり、職場の処遇に関する相談については多くはありません。職場の労働条件や労働環境などの処遇に関する相談については、労働局の相談窓口を案内するなど相談者の問題解決につながるよう支援を行っております。

○山下明子議員

具体的に、労働局の相談窓口につないだりしたという例自体はあるわけでしょうか。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

現在のところ、何件つなげたとか、そういったところまでの情報はいただいておりますけど、現在の状況としましては、相談があった場合には案内するなどの対応で進めていくこととしております。

○山下明子議員

やっぱりぜひ把握はしておいたほうが、要するに、職場環境の改善につなげていきたいという答弁もさっきあっていたわけですから、そこはぜひ相談件数とか中身がどうだったかという把握は積極的にしていただきたいと思います。

最後に、外国人労働者のことなんですけど、これから介護の現場にも外国人労働者はふえていくだろうということが言われていますけれども、今、広域連合の中ではどういう状態になっているか、お示しください。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

本広域連合管内における外国人労働者の受け入

れ状況につきましては、その人数等については把握しておりません。

佐賀県が把握している県内の受け入れ状況につきましては、経済連携協定を締結している国から受け入れた外国人労働者のみが把握できておりまして、県全体で6人、本広域連合管内ではゼロ人となっております。

○山下明子議員

今、外国人労働者に対する対応をどうしていくのかということは全体的な問題でもあります、特に介護の中での人材不足を契機として、これからまたふえていくことは大いに予想されるわけですね。

それで、例えば、福岡などでは外国人労働者向けの相談窓口が開設されたとか、あるいはそういう介護などの専門用語をわかりやすく解説する冊子ができたとか、いろんな対応策が生まれつつあるようなんですが、中部広域連合の場合、現在はゼロ、県内でも6人ということで少ないわけです。

まだまだ大丈夫だというふうに思っておられるのかもしれないんですが、広域連合の地の利を生かしますと、あそこの商工ビルの1階には県の国際交流プラザがあって、そこでもよく外国人労働者向けのいろんなことを相談してみたり、あるいは実習してみたり、こういう手助けがあったらいいですよという話をする研修があったりということが取り組まれているようなんですが、ぜひそういうところも活用しながら、市町任せとか事業者任せにするだけでなく、広域連合としてこういうことはちょっとしておいたほうがいいかなというふうなことは、ぜひ取り組みを念頭に置いていくべきではないかというふうに思いますけれども、そこら辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

外国人の介護人材につきましては、国の制度改正により、介護分野における技能実習等による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した者に新たな在留資格である介護が認められることとなりました。

また、海外における日本語習得環境の整備を通じ、介護分野での外国人人材の受け入れに向けた国内外の環境整備を図ることとされ、今後、外国人労働者の受け入れが増加することが見込まれます。

本広域連合におきましても、介護分野における外国人人材の確保だけではなく介護サービスの質も確保されるように、国や県が実施する取り組みに対しては介護保険者として積極的な協力・連携を行っていくこととしております。

○山下明子議員

国や県が行うことについては積極的にということでしたけれども、さっきも言いましたように、いい場所に、いいほかの関係団体もありますから、ぜひそういうところの知恵をかりながら、佐賀中部広域連合としての発信をぜひしていただければというふうに希望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○中野茂康議長

これより休憩いたしますが、本会議は13時05分に予鈴でお知らせいたします。

しばらく休憩いたします。

午後0時00分 休憩

平成31年 2月12日 (火)

午後 1 時08分 再開

出席議員

1. 中島慶子	2. 野北悟	3. 松並陽一
4. 諸泉定次	5. 白石昌利	7. 森田浩文
8. 多良光英	9. 松永幹哉	10. 野中康弘
11. 山田誠一郎	12. 堤正之	13. 白倉和子
14. 中野茂康	15. 平原嘉徳	16. 福井章司
17. 中山重俊	18. 山下明子	19. 嘉村弘和
20. 黒田利人		

欠席議員

6. 原口ひさよ		
----------	--	--

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	秀島敏行	副広域連合長	横尾俊彦
副広域連合長	江里口秀次	副広域連合長	松本茂幸
副広域連合長	伊東健吾	副広域連合長	御厨安守
監査委員	力久剛	会計管理者	中島博樹
事務局長	岩橋隆一郎	消防局長	中島英則
副局長兼総務課長兼業務課長	石橋祐次	消防副局長兼総務課長	園田正広
消防副局長兼消防課長	高島直幸	認定審査課長兼給付課長	一番ヶ瀬新
予防課長	野田博嗣	通信指令課長	藤島潤典
佐賀消防署長	高田義博		

○中野茂康議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

広域連合一般に対する質問を続行いたします。

○諸泉定次議員

小城市の諸泉であります。大きく、消防行政と介護行政の2点について質問を行います。

まず、消防行政について質問させていただきます。

いよいよ来年の2020年に発足する消防防災ヘリ部隊について、これまで全国に配備されてきた消防防災ヘリコプターが、沖縄県と佐賀県だけに配備されていないという状況が続いておりました。そういう状況の中で、この消防防災ヘリの導入に向けては、この佐賀広域消防局を構成する4市1町の各議会でも、早期導入に向けた佐賀県知事への意見書をそれぞれの議会で採択してきたという経過があります。それだけに実施に向けた大きな期待があります。

そこで、この消防防災ヘリ部隊を構成する中で、佐賀広域消防局からは何名の派遣か、その身分はどうか、また派遣期間についてお尋ねいたします。

次に、消防防災ヘリへの派遣に伴い、救急救命士の実働人員はどうか。また、救急救命士の任務も、人命救出の観点からその行為も拡大してきています。再教育に際しても、各職場での再教育期間に人員不足が生じないような体制が整っているのか、お尋ねします。

消防行政の最後ですが、中央出張所は昭和58年建設で築36年が経過し、西分署と同じく佐賀広域消防局管内で最も古い建物となっております。まさに佐賀市のど真ん中であって、佐賀県警察本部や高層マンション等に囲まれ、拡張するにもできない状況です。消防車も最新鋭の機材を搭載し、大型化してきています。

こうした状況の中で、中央出張所の現在の状況と、将来的にはどうされるのか、お尋ねいたします。

次に、介護行政について質問いたします。

介護保険制度も創設以来18年が経過し、これまでたびたび改正されてきました。

65歳以上の被保険者数が約1.6倍に増加する中で、サービス利用者は3.2倍に増加し、高齢者の介護になくてはならないものとして定着、発展しています。ところが、山間部や離島などに暮らす要介護者については、地域に事業所がないため、在宅生活の維持のための必要なサービスが受けられない状況があることもあります。

今日、核家族化が進行し、年老いた両親のみが暮らす状況は全国どこでも見られる状況となっております。まさに老老介護の現状です。とりわけ、こういった山間地に暮らす高齢者の方たちは農業など第1次産業に従事した人が多く、国民年金だけでは老人施設等になかなか入所できないという現状があります。それだけに、地域に事業所がないと必要なサービスを受けられない現状があります。小規模多機能型在宅介護等の地域密着型サービス事業所の佐賀中部広域管内での均等な配置、指導はどうされているのか、空白地区はないのか、お尋ねいたします。

以上、総括質問とします。

○高島直幸消防副局長兼消防課長

それでは初めに、佐賀県消防防災ヘリについてお答えいたします。

平成29年2月に開催されたGM21ミーティングにおいて消防防災ヘリを導入する方針が示され、佐賀県航空消防防災体制整備検討委員会において、ヘリの機種選定、拠点施設、人員体制、運航体制などの検討を経て、平成30年3月に報告書が取りまとめられたところです。

ヘリの機種につきましては、昨年10月に実施された入札において、川崎重工のBK117D-2型に決定し、2020年12月に納入される予定となっております。

装備される資機材につきましては、ヘリコプターテレビ電送システム、空中消火装置、動態管理システム、ホイスト装置などとなっております。ホイスト装置につきましては不測の事態を考慮し、2セット装備されることとなっております。

拠点施設につきましては、隊員の執務室、ヘリの格納庫、他県からの応援ヘリ12機が離発着できる駐機場などを一体的に整備されるもので、2020

年12月をめどに佐賀空港東側多目的広場に完成する予定となっております。

続きまして、消防防災ヘリに搭乗する航空隊につきましては、2020年4月に9名体制で発足する予定となっており、各消防本部からの派遣人員を県内5消防本部で検討した結果、本消防局から隊長1名と隊員2名の計3名を派遣することで準備を進めております。

なお、残り6名につきましては、杵藤地区消防本部から2名、伊万里・有田消防本部から1名、唐津市消防本部と鳥栖・三養基地区消防本部については、それぞれ交互に2名または1名が派遣されることとなります。

派遣職員の身分につきましては、各消防本部の職員としての身分を有したまま佐賀県へ派遣され、県の職員の身分をあわせ持つこととなり、勤務条件等は県の関係規定に基づくことで検討を進めておられます。

派遣期間につきましては原則3年とされておりますが、初年度に派遣された隊員については以降の交代を円滑にするため、2年から4年とすることで検討されております。

次に、救急救命士の現状についてお答えいたします。

本消防局管内では15台の救急車を稼働しており、各署管轄の救急発生件数に応じて専任救急隊員を配属しているところであります。

「消防力の整備指針」には、救急車1台を365日稼働させるために必要な救急隊員は9名以上で、そのうち3名以上は救急救命士の免許を保有する者が1名以上は必ず搭乗することと定められておりますので、全署所にこの「消防力の整備指針」に沿った救急救命士を配置しているところであります。

具体的な救急救命士の配置人員につきましては、最も救急発生件数が多い佐賀消防署に救急隊を2隊配備しまして13名を配置、その他の消防署及び分署につきましては6名以上、そして出張所につきましても4名以上を配置しておりますので、国が示す指針を満たしており、救急出動時に救急救命士が不足する事態は発生しておりません。

今後も救急救命士の退職状況などの推移を考慮しながら、引き続き計画的に救急救命士を養成したいと考えております。

続きまして、救急救命士の再教育についてお答えします。

近年、複雑・多様化する救急事案に対応するために救急救命士が行う救急救命処置はますます高度化しており、知識・技術の維持及び向上のために継続的な再教育が必要であると考えております。

本消防局におきましては、国が示しました「救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育について」に基づきまして、3次医療機関での病院研修を管理職を除く救急救命士全員に行わせるなど、知識・技術の維持及び向上を図っているところであります。

○園田正広消防副局長兼総務課長

私からは、消防行政への3番目の質問、中央出張所の現状と将来的な展望ということにお答えさせていただきます。

中央出張所は、昭和58年3月に新築した鉄筋コンクリートづくり2階建て、延べ床面積298.49平米となっております。

配備車両につきましては、消防タンク自動車及びポンプ自動車をそれぞれ1台ずつ配備しております。

また、事務連絡車を1台配置し、計3台の駐車スペース及び資機材スペースを車庫内に確保している状況でございます。

平成30年中における出動につきましては、火災出動34件、救助出動21件、警戒出動241件に出動しております。

なお、中央出張所の将来につきましては、建築年数が同じ佐賀消防署西分署とともに、今後どのように活用するか、調査・研究していく必要があると考えているところでございます。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

続きまして、佐賀中部広域連合管内の地域密着型サービスの現在の整備状況についてお答えいたします。

本広域連合における地域密着型サービスについては、日常生活圏域の垣根を越えて利用できるも

のとしていることから、日常生活圏域ごとではなく圏域全体の調整を図ることとし、事業者については公平・公正を期するため、公募により選定することを原則としております。

しかしながら、高齢者が地域の実情に応じてサービスを利用しやすいように、各日常生活圏域にバランスよく事業所が配置されていることが望ましいと考えております。

そのため、総量規制があるグループホームの公募を行う際には、未整備の圏域には優先的に配置されるように選定枠を設けて募集するなどの対応を行ってまいりました。

第6期までの整備状況を見ますと、全国的にも普及が進んでいない定期巡回・随時対応型訪問介護看護など、本広域連合圏域内で数カ所しかないサービスを除きまして、地域密着型サービスはおおむね均等に整備されているものと考えております。

○諸泉定次議員

それでは、一問一答に移ります。

冒頭言われました消防防災ヘリについてなんですが、9名体制からスタートするというところで、佐賀広域消防局からは合わせて3人ということがありました。

そこで、私が一番心配しているのは、隊長、隊員2名の3名ということですが、救急救命士はこの3名の中に何人派遣されるのか、まずお尋ねいたします。

○高島直幸消防副局長兼消防課長

それでは、議員の御質問にお答えします。

航空隊への救急救命士の配置につきましては、取りまとめられた報告書におきまして、救急救命士1名が搭乗できることが望ましいとされております。

県内5消防本部の協議の中では、航空隊員の勤務条件等を考慮した場合に、9名の隊員中3名程度の救急救命士が必要ではないかという意見になりました。他の消防本部からの派遣状況にもよりますが、本消防局からは1名ないし2名の救急救命士を派遣することになるのではないかと考えております。

○諸泉定次議員

そこで、先ほど総括答弁の中でも言われましたけれども、今、救急救命士に不足の事態はないということでありましてけれども、答弁の中でも言われたように非常に高度化されているということでもあります。

そういうことで、1名もしくは2名派遣されることによつての、現在の佐賀広域消防局管内での救急救命士の人員確保、それから先ほど言われたように再教育も非常に高度化されていると、期間もどうなっているかわかりませんが、そういう状況からいうと、一朝一夕にすぐ救急救命士が養成できるわけじゃないということもはっきりしております。

そこで、そこら辺の派遣をされるのであれば、残ったこの人員体制の確保、それから再教育体制はどうされているのか、お尋ねいたします。

○高島直幸消防副局長兼消防課長

管内における救急隊の配備数につきましては「消防力の整備指針」に定められており、管内では6消防署3分署4出張所に合計で15隊の救急隊を配備しております。

本消防局における救急救命士の現状は121名となっており、この中には管理職及び本部職員など救急隊員として実働しない職員も含まれております。

なお、現在、救急隊員として実働している救急救命士は94名であり、「消防力の整備指針」に定められている要件を十分に満たしているところであります。

本消防局では、救急救命処置の高度化に伴い、適切かつ迅速な処置を行うことで住民の救命率と社会復帰率を高めていくため、救急救命士の知識・技術の維持及び向上を図っているところであります。

平成31年度につきましては、救急救命士免許取得のため3名の職員を養成所へ派遣し、研修を実施する計画をしております。

今後も引き続き、救急救命士の推移等を考慮しながら救急救命士を養成し、救急体制の確立を図っていきたくと考えております。

続いて、再教育の内容につきましては、平成20年12月に総務省消防庁から「救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育について」が通知されました。

これに伴いまして、平成27年度救急業務のあり方に関する検討会報告書で、救急救命士の再教育は2年間で最低48時間程度の病院実習を行うことが示され、本消防局においては、3次医療機関である佐賀大学医学部附属病院と佐賀県医療センター好生館で実習を行っているところであります。

このほかに、具体的な再教育の内容といたしましては、佐賀広域消防局救急救命士再教育実施要領を策定しておりまして、これに基づきまして、救急活動演習会や佐賀県中部地区メディカルコントロール検証作業部会、署内での症例検討会などを行っております。さらに、全国救急隊員シンポジウムや日本臨床救急医学会、そして、各地で行われる救急医学会などの各種研修会に参加しているところであります。これらは佐賀県メディカルコントロール協議会において承認された研修項目でありますので、今後も救急救命士の知識及び技術の維持並びに向上のために再教育を継続して実施していく考えでございます。

○諸泉定次議員

先ほどの答弁で理解できました。

言われたように、本議案の中でも救急救命士が121名体制ということが出されております。実働が94名ということでありまして、十分にそれで消防体制は確保できているということで理解していいですね。

それともう一つは、先ほど言われました再教育についても、2年間で48時間の医療現場での研修を受けなきゃいけないということになりますと、各分署・出張所等々の人員体制もあると思われまますけれども、それについても再教育に派遣する体制については問題ないということで理解してよろしいでしょうか。

○高島直幸消防副局長兼消防課長

議員がおっしゃられたとおり、職員を派遣するということになりますと、それだけの負担が分署・出張所の職員にかかるということですが

も、現状の時点では発生することは考えておりません。

○諸泉定次議員

私はちょっと心配症なものですから、こういうことで大丈夫かなと思って質問させていただきましたが、先ほどの答弁を聞きながら、その体制は十分整っているということでありまして、理解したところであります。

これからも佐賀県の消防行政の中核として、指導的立場での体制整備を図っていただくようお願いして、消防行政についての質問を終わります。

次に、介護行政について質問させていただきます。

先ほどの総括答弁の中でも、均等に配備指導をやっているということでありましたが、ただ、この中で、事業計画に基づいて整備されているということでありまして、実際、採算がとれないような中山間地帯での民間事業者の参入というのはなかなか厳しいのではないかとということで、本当にそう思っております。

そういった意味では、この中部広域管内でも中山間地を大分抱えております。そういうところへ参入する事業者への支援策というか、そう簡単には参入してこないのではないかとというふうに一般的には考えられますけれども、そこら辺についてはどのような考えをお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

第7期事業計画におきましては、要介護度が低く、特別養護老人ホームへの入所が難しい認知症高齢者への対応の一つとなるグループホームにつきまして、5施設の整備を計画しました。

グループホームは総量規制の対象であるため、各日常生活圏域に均衡に配置されるように、公募の際には選定枠を設けて募集を行うこととしました。

また、居宅生活の継続を支援するサービスである小規模多機能型居宅介護など、そのほかの地域密着型サービスについても、原則公募を行った上で選定しております。

平成30年度の公募では、グループホーム3ユ

ニット、小規模多機能型居宅介護3施設を選定し、第7期中に開設される予定となっております。

第7期の公募につきましては、来年度も予定しておりますので、事業計画に基づいて均衡のとれた整備を進めることとしております。

○諸泉定次議員

先ほど答弁の中で、均衡に配備されるように指導しておりますということでもありますけれども、私が住んでおる小城市においても、芦刈町とか小城町の三里地区にも今度新しくですね、そういったところでは非常に感謝を申し上げます。周辺部、いわゆる中心地から外れたところにもですね。

ただ、やっぱり民間事業者ですので、それは当然、採算がとれないところには出てこないわけです。そこを考えると、なかなかこれは難しいところはあるんですけれども、課長が言われたように、均衡ある配備と。言葉はそうなんですけれども、現実にはそうになっているのかなと正直思うんですよね。

そこら辺については、先ほど言ったように民間事業者ですから、ボランティアではありませんので、赤字を垂れ流してできるというわけじゃありませんので、どうしても採算が最低限とれなければそれは参入しませんよ。

そういったところでは、どういうふう中部広域連合として、そういうのを誘導するための策をお持ちかということをお尋ねしたいんですけれども、質問いたします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

グループホームや小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの施設を整備する際には、中山間地域に限らず、その施設整備費用につきまして、市町を通じて県の地域医療介護総合確保基金事業の補助金を活用することができるようになっております。

補助単価につきましては整備する施設ごとに定められておりますが、公募により選定された事業者につきましては、この補助金の活用を案内しているところでございます。

○諸泉定次議員

そしたら、お尋ねしますが、この基金の活用というのは今どのくらいあっているんですか。わかりますか。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

正確な数字というのは持ち合わせておりませんが、新規参入される事業所とかの公募を行う際には、こういった施設整備につきましての補助がありますということで御案内いたしまして、計画書を出されるときには、ほぼ活用されていると認識しております。

○諸泉定次議員

総括質問のところでも言いましたけれども、ぶっちゃけて言えば、言葉はちょっと選んで総括質問させていただきましてけれども、そういう周辺部に暮らしている高齢者の方というのは、割と第1次産業に従事された方が多いわけですね。言ったように国民年金では——お金さえあれば、それはいいですよ、いろんなところに入所できますから。しかし、非常に限られた年金で、入所ができない、じゃ、通所、いろんな組み合わせをしなきゃいけないといったときに、現実には老老介護ですよ。核家族化が物すごく進行して、じいちゃんをばあちゃんが見る、ばあちゃんをじいちゃんが見るというような、そういう状況の中で、何回も言いますが、お金持っていれば入所できますよ。でも、国民年金でどうやって入所できますか。できないですよ。

そういう状況の中で、こういうところにも通所できるような施設というのがないじゃないですかということを言っているんです。だから、支援をどのようにされているんですかということをお尋ねしているんですけれどもね。

そこら辺では、なかなか言いにくいところはあると思いますけれども、ただ、その基金の活用ができますということでもありますけれども、何らかの形でやらないと、均衡な配置と言葉では言われますけれども、じゃ、中部広域管内で本当に均衡に、私が全体を見渡したときに、そういうふう現状になっているんでしょうか、そこだけお尋ねします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

議員御指摘されますように、中部広域連合の管内には23の地域包括支援センターが圏域ごとに設置されております。その中で、事業計画によりまして施設の整備計画等を立てまして、ある程度のサービスが満たされているかを検証いたしまして、不足している地域につきましては、先ほども申しましたように選定枠等を設けまして、なるべくこの地域に配置ができないかということで公募を行っている状況でございます。

○諸泉定次議員

私も長々と質問する考えはありませんけれども、ちょっと最後にお尋ねします。

やっぱりこうした中山間地に居住される高齢者のサービス提供というところについては、そういう事業者の支援というものは、幸いなことに各首長もちょうどいらっしゃいますし、中部広域連合としても、これは先ほどの山下議員じゃないですけど、国に対しても強く支援策というのを要請していかないと、どんどん超高齢化社会と言われて、しかも、この佐賀中部広域連合には離島はないんですけれども、山間地なんか暮らしている第1次産業に従事された人たちなんか、とても大変ですよ。本当大変ですよ。そこら辺からいうと、どのように国とかに強く要請されているのか、それをお尋ねいたします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

中山間地や離島におきましては、サービスを提供する事業所への支援につきましては、本広域連合も加入しております全国介護保険広域化推進会議におきまして、中山間地や離島においてサービスを提供する事業所について、事業の安定、職員の雇用安定、待遇改善等を支援する財政措置を講じるように国への要望を行っているところでございます。

今後も必要に応じて、このような会議での要望について検討したいと考えております。

○諸泉定次議員

何としても頑張ってください、よりよいサービス提供ができるように大いに奮闘されることを期待して、私の一般質問を終わります。

○中野茂康議長

以上で通告による質問は終わりました。

これをもって、広域連合一般に対する質問は終了いたします。

◎ 議案の委員会付託

○中野茂康議長

これより議案の委員会付託を行います。

第1号から第8号議案は、お手元に配付しております委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

委員会付託区分表

○介護・広域委員会

第1号議案 平成31年度佐賀中部広域連合一般会計予算

第2号議案 平成31年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算

第4号議案 平成30年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算(第2号)

第5号議案 平成30年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算(第2号)

第7号議案 佐賀中部広域連合手数料条例の一部を改正する条例

第8号議案 佐賀中部広域連合指定地域密着型サービス等の事業者の指定及び事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○消防委員会

第3号議案 平成31年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算

第6号議案 平成30年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算(第2号)

◎ 散 会

○中野茂康議長

以上をもって本日の日程は終了しました。

次の会議は2月18日午前10時に開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時42分 散 会

平成31年 2月18日 (月)

午前10時00分 開議

出席議員

1. 中島慶子	2. 野北悟	3. 松並陽一
4. 諸泉定次	5. 白石昌利	6. 原口ひさよ
7. 森田浩文	8. 多良光英	9. 松永幹哉
10. 野中康弘	11. 山田誠一郎	12. 堤正之
13. 白倉和子	14. 中野茂康	15. 平原嘉徳
16. 福井章司	17. 中山重俊	18. 山下明子
19. 嘉村弘和	20. 黒田利人	

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	秀島敏行	副広域連合長	横尾俊彦
副広域連合長	江里口秀次	副広域連合長	松本茂幸
副広域連合長	伊東健吾	副広域連合長	御厨安守
監査委員	力久剛	会計管理者	中島博樹
事務局長	岩橋隆一郎	消防局長	中島英則
副局長兼総務課長兼業務課長	石橋祐次	消防副局長兼総務課長	園田正広
消防副局長兼消防課長	高島直幸	認定審査課長兼給付課長	一番ヶ瀬新
予防課長	野田博嗣	通信指令課長	藤島潤典
佐賀消防署長	高田義博		

◎ 開 議

○中野茂康議長

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

◎ 委員長報告・質疑

○中野茂康議長

日程により、第1号から第8号議案を議題いたします。

介護・広域委員会審査報告書

平成31年2月12日佐賀中部広域連合議会において付託された第1号、第2号、第4号、第5号、第7号及び第8号議案審査の結果、

原案を可決すべきものと決定しました。

以上報告します。

平成31年2月18日

介護・広域委員会委員長 白石昌利
佐賀中部広域連合議会
議長 中野茂康様

消防委員会審査報告書

平成31年2月12日佐賀中部広域連合議会において付託された第3号及び第6号議案審査の結果、
原案を可決すべきものと決定しました。

以上報告します。

平成31年2月18日

消防委員会委員長 黒田利人
佐賀中部広域連合議会
議長 中野茂康様

○中野茂康議長

これらの諸議案について、お手元に配付しておりますとおり、審査報告書が提出されました。

委員長の報告を求めます。

○白石昌利介護・広域委員長

改めましておはようございます。介護・広域委員会委員長、白石です。介護・広域委員会に付託された議案の主な審査内容について、補足して御報告申し上げます。

第2号議案 平成31年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算について、委員より、地域密着

型介護サービス給付費において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の佐賀中部広域連合管内での整備状況はどうなっているかという質問があり、これに対し、執行部より、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は城西と小城北に1事業所ずつ、夜間対応型訪問介護は小城北に1事業所の整備がなされており、全国的にも整備数が少ないサービスであると答弁がありました。

これに対し、委員より、事業所の実態や要介護者のニーズなどを把握し、必要な地域密着型サービスの整備がなされるよう働きかけをすべきとの意見がありました。

第4号議案 平成30年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算について、委員より、介護支援専門員同行型研修の予算を減額しているが、受講者数の目標と実績はどうだったのかという質問があり、これに対し、執行部より、受講者数の目標は、初任ケアマネジャーと主任ケアマネジャーの40人ずつだったが、研修日数などへの時間調整が難しかったようで、実績は初任ケアマネジャーが11人、主任ケアマネジャーが13人であったと答弁がありました。

これに対し、委員より、ケアマネジャー全体の資質向上のためにも、この研修がもっと進むように事業所などに対する支援をしていくべきとの意見があり、これに対し、執行部より、この研修で他の事業所を見ることは重要なことなので、介護支援専門員協議会などと協議し、この研修のプログラムのあり方を検討していきたいと答弁がありました。

以上の審査を経て、採決に際し、第2号議案 平成31年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算について、委員より、第7期に介護保険料を13%もアップさせているが、地域密着型サービスへの取り組みなどを見てもまだ不十分なところがあり、介護保険料などの負担を軽減する対策をもっとやっていくべきとの観点から可決することに反対であるとの意見もありましたが、採決の結果、第1号、第4号、第5号、第7号及び第8号議案は全会一致で、第2号議案は賛成多数でそれぞれ原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で介護・広域委員会の報告を終わります。

○中野茂康議長

なお、消防委員長からの口頭での報告はないとのことでございます。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終結いたします。

◎ 討 論

○中野茂康議長

これより討論に入ります。

討論は、第2号議案 平成31年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算について行います。

なお、討論についての議員の発言時間は10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

○山下明子議員

おはようございます。佐賀市の山下明子です。

私は第2号議案 平成31年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算について反対討論を行います。

連合長の初日の議案提案理由説明にもありましたように、平成30年度から第7期介護保険事業計画の期間を迎え、ことしは中間年となります。その第7期は3年間の事業計画に照らして平均13%もの保険料アップも実施されています。ところが、8月の決算議会において、事業計画の上限いっぱいで見積もっていながら実績が追いついていない地域支援事業費に関して、実態に合わせて予算計上すべきという指摘があったことをもって、新年度予算では、保険給付費では受給者の自然増を理由として8億円増額の一方で、地域支援事業では2億5,400万円の減額となっています。

具体的には、例えば地域密着型介護サービス給付費において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の佐賀中部広域連合管内での整備状況はどうなっているかといえば、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は小城北と佐賀市の城西エリアでの2事業所、夜間対応型訪問介

護は小城北の1事業所にとどまっており、新年度においてもふえる見込みはないとのことでした。

全国的にも整備数が少ないサービスであると言いますが、住みなれた場所でその人らしく生活できるようにと言う以上、こうした点での事業所の実態や要介護者のニーズなどを把握し、必要な地域密着型サービスの整備がなされるようにもっと働きかけを強めるべきです。

また、連合域内での施設入所待機者の状況について、委員会での質問に対しては、その場での回答はなされませんでした。後で報告されたのによると、平成30年度当初の時点で、特別養護老人ホームについては22施設において1,233名、介護老人保健施設では17施設で129名に上っているとのこと、依然、施設整備が急がれます。

冒頭に述べたように、3年間の事業計画を見越しての保険料アップであったにもかかわらず、2年目において、事業の上限いっぱいではなく実態に合わせての予算計上となれば、保険料の上げ過ぎということの可能性も考えられます。平成30年度中の給付費残の関係で、介護給付費基金は平成29年度末の約9億6,800万円から、増減差し引き、4億9,000万円もふえて、平成30年度末には14億5,441万円と見込まれています。これだけの基金があれば、保険料、利用料の負担軽減策をもっと積極的に図ることは可能だと思います。

しかし、平成30年12月末現在で介護保険料の減免状況は、広域連合全体で10件の24万8,606円にすぎず、そのうち低所得を理由とする減免が6件で12万8,736円、収入減少を理由としたものが1件で5,690円という実態です。連合域内全体で生活困窮の方がこの程度しかおられないのか、不思議でなりません。

昨年10月に介護・広域委員会で視察した金沢市では、国の目安9段階に対して、第7期から高額所得部分を細分化し、12段階、基準額の2.15倍、13段階、基準額の2.3倍を設定されています。また、低所得者対策として、生活困窮、生活保護費の1.2倍以下の収入、預貯金などを含むという場合に、保険料収入を財源として独自減免がなされており、平成29年度では生活困窮で50件、災害で

16件の適用をしているとのことでした。

これに比べて、同じ平成29年度の中部広域連合での減免適用が全体で6件、うち生活困窮が3件という水準だったことが異常に少ないこともわかれると思います。

こうしたことを踏まえ、当連合において負担軽減策もまだまだ不十分であるということ指摘し、第2号議案に対する反対討論といたします。

○中野茂康議長

以上で討論は終結いたします。

◎ 採 決

○中野茂康議長

これより第2号議案を採決いたします。

なお、本案に対する審査報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

賛成多数と認めます。よって、第2号議案は可決されました。

次に、第1号及び第3号から第8号議案を一括して採決いたします。

なお、本案に対する審査報告はいずれも可決であります。

お諮りいたします。本案は可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第1号及び第3号から第8号議案は可決されました。

◎ 議決事件の字句及び数字等の整理

○中野茂康議長

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするときは、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

◎ 会議録署名議員指名

○中野茂康議長

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において諸泉議員及び堤議員を指名いたします。

◎ 閉 会

○中野茂康議長

これをもって議事の全部を終了いたしましたので、会議を閉じます。

佐賀中部広域連合議会定例会を閉会いたします。

午前10時13分 閉 会

会議に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 増 田 耕 輔

議 会 事 務 局 副 局 長 倉 持 直 幸

議 会 事 務 局 書 記 宮 崎 直 樹

議 会 事 務 局 書 記 松 枝 哲 二 郎

議 会 事 務 局 書 記 塚 崎 正 孝

議 会 事 務 局 書 記 山 下 祐 樹

議 会 事 務 局 書 記 谷 口 英 也

議 会 事 務 局 書 記 田 中 泰 司

議 会 事 務 局 書 記 三 根 貴 雄

議 会 事 務 局 書 記 馬 場 誠 一 郎

議 会 事 務 局 書 記 古 賀 友 和

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成31年 3月26日

佐賀中部広域連合議会議長 中野 茂 康

佐賀中部広域連合議会議員 諸 泉 定 次

佐賀中部広域連合議会議員 堤 正 之

会 議 録 作 成 者
佐賀中部広域連合議会事務局長 増 田 耕 輔

(資料) 一般質問項目表

○ 一 般 質 問

佐賀中部広域連合議会
平成31年2月定例会

質問日	質問順	氏 名	質問方式	質 問 事 項
12日 (火)	1	白 倉 和 子	一問一答	1 介護予防・日常生活支援総合事業について (1) 平成30年度総合事業の実施状況は (2) 総合事業の市町事業実施後のケアマネジメントは (3) 広域連合での事業と各市町事業の連携について 2 消防行政における予防事務について (1) 義務付けられた住宅用火災警報器の推進状況 (2) 福祉部門など関係機関との連携について (3) 住宅用火災警報器のメンテナンスについて
	2	山 下 明 子	一問一答	介護行政について 1 認知症の人と家族を支援する取組みは (1) 認知症サポーター (2) 認知症カフェ (3) 相談体制 2 介護の担い手確保と支援策 (1) 処遇改善の取組みは (2) 介護スタッフの交流の場づくり (3) 外国人労働者への対応策
	3	諸 泉 定 次	一問一答	1 消防行政 (1) 防災ヘリ 派遣人員と身分、期間は (2) 救急救命士の実働人員確保と再教育体制の確保 (3) 中央出張所の現状と将来展望 2 介護行政 (1) 小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス事業所の佐賀中部広域連合圏内の均等な配置、指導は。空白地区はないのか